

令和4年度高齢者インフルエンザ予防接種 住民税非課税世帯の方の自己負担分を助成

令和4年10月24日
京丹後市役所

京丹後市では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、エネルギー・食料品等の物価高騰により、厳しい経済環境にある住民税非課税世帯の高齢者に対し、インフルエンザ予防接種を躊躇することがないように自己負担分を助成することにより負担軽減を図ることとしました。

1. 概要

従来は、生活保護法の規定に基づく被保護者の接種費用の全額を助成。令和4年度は、住民税非課税世帯の方を対象者に拡大して実施。

2. 自己負担額

一人につき1回1,500円（期間内において1回の接種）

3. 助成方法

- 予防接種の対象者は、接種後、医療機関等において自己負担額を支払う
- 当該助成事業の対象になると思われる方は、医療機関が発行する領収書を添付して市に助成金を申請する
- 市は、申請内容等を確認後、対象者となった方の自己負担分を助成する（口座振込）

4. 助成対象者

予防接種を受けた日において、次のすべてに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②令和4年11月1日から同年12月28日までの期間に予防接種を受けた方
- ③住民税非課税世帯に属し、次のいずれかに該当する方
 - ア. 65歳以上の方
 - イ. 心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する60歳以上65歳未満の方

5. 住民への周知等

令和4年10月25日にチラシ（裏面に申請書を印刷）を全戸配布するほか、市防災行政無線での放送、市民局窓口や市内医療機関等に啓発ポスターを掲示（予定）

【参考】

京都府内自治体における住民税課税世帯の接種費用に係る助成状況
25市町村（京都市を除く）のうち14市町が実施。市では、14市のうち10市が実施。

（問い合わせ先）
健康長寿福祉部健康推進課 TEL:0772-69-0350